

契約手続きのご案内

当財団では、透明性確保のため契約手続きについて公表しております。契約手続きに関して何かご不明な点がございましたら、当財団経理課までご連絡ください。また、個別の契約に関するお問い合わせにつきましては各部・施設に直接ご連絡いただくようお願いします。

指名競争入札

- ① 各部・施設にて業者を推薦する
- ② 契約事務審査会事務局にて、当財団が定める以下の優先事項に基づき推薦業者の中から指名業者を絞り込む
 - 同一案件の前回契約業者(不落随意契約含む)であること
 - 事業団賛助会員または友の会会員であること
 - 名古屋市認定のエコ事業所または ISO14001 認定企業であること
 - 名古屋市認定の障害者雇用促進企業であること
 - 名古屋市認定の子育て支援企業であること
- ③ 契約事務審査会において指名業者を審査、決定した後入札を行う
- ④ 入札を実施した結果、予定価格の範囲内で最低価格を提示した業者を契約の相手方とする
- ⑤ 契約書を作成し、契約を締結する

随意契約

- ① 原則として2者以上の者から見積書を徴取する(ただし、契約の内容によっては異なる場合あり)
- ② 徴取した見積書において、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した業者を契約の相手方とする
- ③ 契約書を作成し、契約を締結する